

答 10月25日執行予定の選挙において、ホームページに掲載する予定である。

問 公職選挙法が改正され、選挙年齢が18歳以上となり、高校生の一部が有権者となる。有権者が増えることに対する新たな取り組みは。

答 県選挙管理委員会は、高校生が有権者としての自覚を持って選挙に臨めるように、県下12市プラス王寺町の選挙管理委員会事務局職員、県教育委員会学校教育課職員、地域振興部教育振興課職員などを構成メンバーとした「未来の有権者選挙体験支援検討会」を立ち上げており、高校生を対象とした出前授業や模擬投票等の実施方法をマニュアル化し、県下全域で実施、定着させていく考えである。

この事業のマニュアルは、平成28年3月中旬に県内の高等学校へ配布予定である。

問 有権者である高校生の選挙活動、政治活動について、文科省が新たな通知を教育委員会に示すという報道もあるが、どのように考えているか。

答 新聞の情報しか知り得ていないが、その通知案では、高校生の選挙運動、政治活動

について、有権者である生徒の校外での選挙運動は尊重するが、特定の主義や施策、政党を支持したり、反対したりする政治活動は、無制限に認めるものではなく、学校内での政治活動は原則禁止。放課後や休日に校外で行う政治活動は、生徒が自主的、主体的に判断して行うものとして原則容認するとしている。今後

の主権者教育では、実際の選挙など、現実の具体的な政治を積極的に取り扱うべきとしつつも、教育基本法で定められた学校の政治的中立性を保つため、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正・中立な立場で指導するよう求めているとのことである。

問 教師の選挙活動、政治活動へのかわり方は。

答 公務員である教職者は、教育公務員特例法により、一切選挙運動ができないと規定されている。学校教育においては、政治的中立性を確保するために、児童・生徒に対して、政治的に一方的に偏する教育を行ってはならないことが明文化されており、選挙運動にも同様の制限がある。

問 全国の先進的な地域においては、大学構内や商業施設等に期日前投票所を開設しているが、本市の現状は。

答 本市の期日前投票所は、市役所南館第1会議室の1箇所である。期日前投票数は増加しているが、全体の投票率は、低下傾向にある。期日前投票所増設には、選挙人の二重投票を防止するためのネットワークの構築、投票の秘密を確保するための投票所スペースの安定的、継続的な確保、投票箱・投票用紙の保管場所の確保、選挙事務従事者の確保、投票の利便性の向上と選挙管理コストとのバランスなどの課題があり、その中で

問 本市の投票所のバリアフリー化についての現状は。

答 地区公民館、小中学校の体育館、地区の集会所、民間施設を借りている関係上、全ての投票所が完全なバリアフリーとはなっていない。簡易スロープの設置、車椅子の配置、また選挙事務従事者による介護等で、できる限り有権者の方に投票をスムーズに行っていただけという工夫、努力している。

問 地方公務員は、地方公務員法第36条において一定の政治的行為の制限がされているが、その内容は。

答 地方公務員の一般職は、地方公務員法第36条の規定により、政治的行為は制限されており、特に選挙運動に関しては、その職員の勤務する区域の属する地方公共団体の区域内では、選挙運動ができない。一般職の職員の政治的行為を制限することによって、職員が政治的中立性を保証し、行政の公正な運営を確保するとともに、政治的影響から職員の身分上の利益を保護することを目的として、規定されている。第1項では政党、その他の政治団体の結成に関与すること。その役員になること。また構成員になるように、もしくはならないようにと、勧誘運動をすることを禁止している。第2項では、特定の政党やその他の政治団体または特定の内閣、地方公共団体は特定の内閣、地方公共団体の執行機関への支持、または反対の目的を持って行う政治的行為や選挙に際して、特定の人を支持する、または反対する目的を持って行う同項各号に掲げる政治的行為を禁止している。ただし、当該職員

の属する地方公共団体の区域外において、4号を除く投票の依頼や署名運動、または寄附金を募集するなどをすることができると規定している。また、第3項では何人も第1項及び第2項に規定する政治的行為を行うよう、職員に求めることやその代償としてその職員の地位等に関しての利益、または不利益を与え、またその約束をしてはならないと規定している。第4項では、職員は第3項の違法行為に応じなかったことをもって、不利益な取り扱いを受けることはないとして規定している。第5項では、第36条の規定は一般職の職員の政治的中立性を保証することにより、行政の公正な運営を確保するとともに、職員の利益を保護することを目的とするものであることから、その趣旨において解釈され、運用されなければならないと規定している。

問 本市の職員の方が、今回の市長選、補選に対して、例えばこういうことはできるといふようなことは言えるか。

答 公職選挙法の規定にないような行為は原則できないが、選挙運動に関わると解釈をさ